

奈良県立民俗博物館旧吉川家住宅屋根葺替等修理工事監理業務 特記仕様書

I 業務概要

1. 業務委託名 奈良県立民俗博物館旧吉川家住宅屋根葺替等修理工事監理業務
2. 業務場所 奈良県大和郡山市矢田町545番地 奈良県立民俗博物館
3. 履行期限 契約締結日から令和9年3月30日
4. 一般事項
 - 1) 本業務は文化財保護法、奈良県契約規則等関係法規に従って運営すること。
 - 2) この仕様書は概要を示すものであって、記載外の事項、または疑問を生じた場合は、すべて調査職員の指示に従って施工する。
 - 3) 本業務の対象は奈良県指定有形文化財であることを認識し、その価値を損なわぬよう考慮して作業の進捗には細心の注意を払う。
 - 4) 既存建築物・工作物・樹木等の毀損防止策は、関係法規を参照しながら受託者の責任で講じる。
 - 5) 現場の管理は関係法規に従い、指定場所以外での火気の使用及び喫煙等は一切禁止する。また、火災防止、人身事故等の防止には万全を期す。
 - 6) 業務にあたっては受託者の現場担当者を定め、調査職員と工程を綿密に協議のうえ、業務の進行・調整を計る。
 - 7) 本業務の履行に関する実施工程表等を作成し、業務着手前に提出する。工程については、現場作業と内業に区分して記入する。
 - 8) 現地作業に使用する機材の設置は事前に調査職員と協議の上行う。
 - 9) 現地作業完了後は、作業区域の片付け、清掃をおこなう。
 - 10) 現地作業は原則として月曜日は休業とし、作業時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - 11) 工事記録を保存するために、作成に必要なデータ、写真等を提供すること。
5. 委託業務内容

本業務は、令和7年度作成の実施設計に基づき実施する保存修理工事の監理業務を行うものである。

 - (1) 業務の運営に関する協議及び協力
工事施工計画並びに施工方法の打合せ、協議
 - (2) 施工監理及び工事指導
 - ・施工者との打合せ、説明、協議
 - ・設計図書に基づく施工監理
 - ・施工図等の承認
 - ・工程管理
 - ・工事完成確認のための検査への協力
 - (3) 実績報告書の作成
上記(1)(2)を記録した報告書(2部及び電子データ一式)の作成

6. その他

1) 公契約条例に関する遵守事項

下記『公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）』を遵守すること。

2) 修理現場公開にあたっての協力

本業務期間中に奈良県指定有形文化財の修理現場公開する場合は、工事の受注者等との調整等について協力すること。

3) その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じて、委託者、受託者双方の協議により定めるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。